

平成19年（ネ）第2853号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 三井 マリ子

被控訴人 豊中市 外1名

求釈明の申立

2008年 1月25日

大阪高等裁判所第11民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士	寺	沢	勝	子
弁護士	川	西	渥	子
弁護士	大	野	町	子
弁護士	渡	辺	和	恵
弁護士	石	田	法	子
弁護士	宮	地	光	子
弁護士	長	岡	麻 寿	恵
弁護士	紀	藤	正	樹
弁護士	越	尾	邦	仁
弁護士	島	尾	恵	理
弁護士	溝	上	絢	子
弁護士	中	平		史

第1 求釈明 その1

公益法人等への職員の派遣等に関する法律が平成14年に施行された後、平成19年までの被控訴人豊中市からの公益法人等への職員の派遣の状況を明らかにせられたい

求釈明の理由（求釈明 その1について）

原判決は判決書67頁において、「平成16年4月期に、山本事務局長の後任を被告豊中市から派遣することが困難であることが、喫緊の課題として浮上してきたことが認められる。」としている。

ところで、公益法人等への職員の派遣等に関する法律では、派遣については3年を原則とするものの本人の同意があれば5年までの延長は法律上認められている。

控訴人は原審において既にこれを主張し、「平成16年4月期に、山本事務局長の後任を被告豊中市から派遣する」必要はないこと、4年または5年の延長について山本事務局長が拒否したものではないことを主張、立証してきた。

この点については原判決は全く判断していない。

控訴人の調査したところによれば、被控訴人豊中市は公益法人等への職員の派遣等に関する法律が平成14年に施行された後、平成19年までも、被控訴人豊中市の被控訴人財団と同様の外郭団体に対し、3年を超えて派遣している

事例が多数ある。

この点は平成16年4月に非常勤館長職を廃止し、常勤館長とする組織体制の変更が必要であったか否かについて重要であるので、明らかにすること

を求める。

第2 求釈明 その2

乙第8号証は「とよなか男女共同参画推進財団の事務局職員体制について」と題する書面であり、2003年10月15日に被控訴人豊中市男女共同参画推進課が作成した書面であるが、3頁とされており、1、2頁が存在しない。乙第8号証の1、2頁の内容を明らかにするとともに乙第8号証の1、2頁の提出を求める。

求釈明の理由 その2について

原判決は54頁において「平成15年10月中旬ころには、概ね次のような方向性が固まった。(乙8)」として、以下乙第8号証の内容を記載している。そして、この方向での被控訴人財団の組織体制の変更がなされたのである。

しかし、乙第8号証は3頁目のみしか提出されていない。

「平成15年10月中旬ころには、概ね次のような方向性が固まった。」とする内容は明らかにされるべきであり、本件にとっては極めて重要な内容である。

以上